

令和 7 年 2 月 3 日

各 位

大 分 信 用 金 庫

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みのお知らせ

平素より大分信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2021 年 6 月に政府より公表された「成長戦略実行計画」において、「5 年後の約束手形利用の廃止」、「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、一般社団法人全国銀行協会は「2026 年度末（令和 9 年 3 月末）までに全国の手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とした自主行動計画を策定いたしました。

こうした状況を踏まえ、当金庫では、「2026 年度末（令和 9 年 3 月末）までの手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、下記のとおり取組みいたしますのでお知らせいたします。

今後も、地域に貢献できる商品・サービスの提供に努めて参りますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組み

取組内容	適用開始日	備 考
当座預金の新規開設 受付停止	2025 年 4 月 1 日（火）	既に当座預金口座をご利用しているお客様は、当面の間、従来通りご利用いただけますが、令和 9 年 4 月以降を期日とする小切手・手形の発行はできなくなります。 ※事業性資金に係る新規預金口座の開設をご希望の場合は、「普通預金」または「無利息型普通預金」をご利用ください。
2027 年 4 月（令和 9 年 4 月）以降期日の手形・小切手の取立受付停止	2025 年 4 月 1 日（火）	また、2027 年 4 月（令和 9 年 4 月）以降を期日とする手形割引の受付を停止します。 ※該当の手形等をお持ちのお客様は、2025 年 3 月 31 日（月）までに、お取引店へお持込ください。

2. 手形・小切手に代わる代替サービスの案内について

当金庫では、手形・小切手に代わる決済手段として、来店不要でパソコン等からお取引できる「電子記録債権（でんさい）」や「インターネットバンキングでの振込等」をおすすめしています。

詳しくは、お取引店、お近くの営業店にお問合せください。

以 上